

アワード委員会に関する細則  
(初版：2026年3月27日制定)

会則第14条に基づき、アワード委員会は以下に定める表彰を行う。

- ・ **谷川原賞および優秀論文賞**；選考時点で過去2年以内に公表され、かつ日本国内で主に実施したファーマコメトリクス研究論文から、特に秀でた論文の筆頭著者に谷川原賞を授与し、その栄誉を称える。候補論文は幹事から推薦され、アワード委員会で受賞者を決定する。各年最大2件を選出する。なお、受賞者は定例研究会にて受賞講演を行うこととする。  
また、谷川原賞に次いで秀でた論文について、その筆頭著者に優秀論文賞を授与することができる。
- ・ **ベストポスター賞**；定例研究会にてポスターセッションを開催した際に、特に秀でたポスター発表を行った筆頭著者に授与する。アワード委員会は選定方法についてサイエンスプログラム委員会と連携して定例研究会前に決定し、アナウンスを行う。表彰者数は0～3件を目安とする。
- ・ **コンペ部門最優秀賞および優秀賞**；定例研究会にて課題発表に対するコンペを開催した際に、事前に課題に対する評価を行い、秀でた発表内容について表彰する。課題の発表内容の評価はサイエンスプログラム委員会および教育プログラム委員会と連携して行う。表彰者数は最優秀賞1件、優秀賞0～5件を目安とするが、応募数に応じてアワード委員会の判断で増減させることができる。
- ・ その他、アワード委員会が必要と考え、代表幹事に承認を得た賞を制定することができる。

第1条

日本国内における母集団薬物動態、曝露－反応関係等のファーマコメトリクス研究の進歩・発展・応用に貢献した功績を顕彰するため、上述の賞を制定する。

第2条

賞は賞状または賞状に代わるものとする。アワード委員会が必要と考えた場合に副賞を設定できる。

第3条

受賞者の発表及び表彰は定例研究会にて行う。

第4条

細則の改定は、幹事会の審議、承認を経て決定する。